

## 第296回青森県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和元年7月29日(月) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 青森県庁南棟4階B会議室

3 出席委員 昆委員、下山委員、鷹山委員、鈴木委員、川守田委員、  
日景委員、國分委員、細越委員、佐藤委員、村田委員

4 事務局 大澤総務部次長ほか5名

5 議事録署名委員 川守田委員、鈴木委員

### 6 案 件

#### (1) 諮問・答申事項

○私立幼稚園廃止認可

第1号 松森幼稚園廃止認可

○私立専修学校専門課程廃止認可

第2号 青森編物専門学校廃止認可

第3号 東北コンピュータ専門学校廃止認可

○学校法人解散認可

第4号 学校法人田辺学園解散認可

○私立幼稚園に係る学則変更認可

第5号 八戸聖ウルスラ学院幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

第6号 むつひまわり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

○私立高等学校に係る学則変更認可

第7号 八戸学院光星高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可

第8号 青森山田高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可

○私立専修学校目的変更認可

第9号 専門学校アレック情報ビジネス学院目的変更認可

### 7 会議の公開状況

(1) 諮問・答申事項 公開

(2) 協議事項 非公開

**8 傍聴者** 0名

## **9 議事概要**

### **<開会・辞令交付>**

**事務局:**ただいまから、第296回青森県私立学校審議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、任期満了に伴い改めて就任される委員へ委嘱状を交付いたします。

再任となりますのは、國分義史氏です。

それでは、委嘱状を交付いたします。各委員におかれましては、その場で御起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

### **<大澤総務部次長より委嘱状交付>**

それでは、新たに就任されました國分委員から一言御挨拶をお願いします。

**國分委員:** (挨拶)

**事務局:**ありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、大澤総務部次長から御挨拶を申し上げます。

**大澤次長:** (挨拶)

**司会:**続きまして、本日の審議会は、今年度初めての審議会ですので、事務局職員を紹介させていただきます

(富谷課長から事務局職員を紹介)

### **<会長の選出>**

**司会:**次に会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名全員が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

### **<会議の公開>**

**議長(昆会長):**それでは、会議に入ります。はじめに、会議録署名委員を指名します。

川守田委員と鈴木委員を指名しますので、よろしくお願いします。

ここで、会議の公開についてですが、個人や法人情報等、青森県情報公開条例の不公開情報に該当する情報について審議等を行う場合には、会議を公開しないことができるとしております。

今回の案件のうち、協議事項につきましては、現在、計画段階である法人情報となっており、これを公開することで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、会議を公開しないこととすべきと考えますが、いかがでしょうか。

**各委員：**（異議なし）

**議長：**それでは、協議事項については、非公開とすることとし、傍聴者には、協議事項に係る資料以外の資料を配布することとします。

#### <諮問>

**議長：**では、次第3の「諮問・答申事項」に入ります。

<事務局から各委員に諮問書の写しを配布>

**議長：**諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議して参ります。

諮問第1号「松森幼稚園廃止認可」及び諮問第4号「学校法人田辺学園解散認可」については、同一法人に係る案件であることから、併せて事務局から説明願います。

**事務局：**（資料に基づき説明）

**議長：**それでは、諮問第1号及び諮問第4号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

特に発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第1号及び諮問第4号について、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

**各委員：**（異議なし）

**議長：**それでは、審議の結果、諮問第1号及び諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に諮問第2号「青森編物専門学校廃止認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:** (資料に基づき説明)

**議長:** それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

特に発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。  
御異議ありませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:** それでは、審議の結果、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に諮問第3号「東北コンピュータ専門学校廃止認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:** (資料に基づき説明)

**議長:** それでは、諮問第3号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

**村田委員:** 廃止理由のところ、平成30年度以降の学生募集は停止しているとあり、また第2号にもそのような記載がありますが、募集停止は学校の側で何年度から募集停止しますということでしょうか。

**事務局:** 募集停止自体は各学校で決めているものです。学生が卒業したら廃止するということが募集停止していたということです。

**村田委員:** こういう文言で良いということですか。

**事務局:** はい。

**村田委員:** わかりました。

**議長:** 他にありませんか特に御意見がないようですので、審議を終わります。

諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。  
御異議ありませんか。

**各委員：**（異議なし）

**議長：**それでは、審議の結果、諮問第3号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に諮問第5号「八戸聖ウルスラ学院幼稚園収容定員（減）に係る園則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局：**（資料に基づき説明）

**議長：**それでは、諮問第5号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

**細越委員：**変更理由のところ、「施設型給付幼稚園への移行にあたり、園児の収容定員数と実員数に乖離が生じているため」というのが、ちょっと理解できない。もう少し噛みくだいて説明してもらえますか。

**議長：**施設型給付に移行するというのが、定員と関連しているのかどうか。

**鈴木委員：**私のいる幼稚園も施設型給付にしました。施設型にすると補助金も変わってきます。保育料は保育園と同じように市町村で決められます。また、園児が多いと市町村からの補助金の割合が少なくなり、園児が少ないとパーセンテージが高くなります。補助金の割合は市町村によっても違います。三沢から、青森から、八戸から、おいらせ町から子どもが来ていると、それぞれの市町村と連携をとって市町村に保育料を決めてもらって、補助金をいただくこととなります。今青森県では、施設型や認定こども園にすることで、園を継続していきたいということになっています。

**議長：**幼稚園の保育料単価は一律ですよ。施設型給付になると保護者の所得等で決まってくる。補助金の算定は、その幼稚園の現員で算定するのでしょうか。

**事務局：**はい。施設型給付にするか経常費補助にするかというのは、トータルでどちらが有利かを法人のほうで計算していると思います。定員があまりいないと、経常費補助のほうが良いという法人もあります。

**議長：**そういうときに、定員と現員の乖離があまり大きいと不都合があるということもあって、定員を適正なものにしておかないといけないというのがこの理由なのでしょう。

**鈴木委員：**10月から無償化になるので、また変わるかと思うんですけども。

**川守田委員:** 私学助成の園はどれくらいありますか。

**事務局:** 13園あります。

**川守田委員:** それは大きい法人でしょうか。

**事務局:** 法人として変えないというところもあります。国としてはできるだけ移行してほしいということで、未移行幼稚園と言われています。全国的には減少傾向ときいています。

**鈴木委員:** 園長先生等に変えない理由をおききすると、会計がまぎらわしい。会計する人が大変とききます。先ほど言ったように、いろいろな市町村から来ていると、それぞれの市町村に行くと保育料を決めたり、やりとりをしたり、すごく煩雑なのでやりませんと言います。

**佐藤委員:** 新制度に移行したときに、事務量は3倍に増えています。手間がかかる。例えば、数字が合わないかもしれないが、定員68人のところと75人のところでは、ランクがひとつ下がり、補助金の単価が上がる。75人いて75人の補助金をもらおうと、先生を1人雇わないといけな。先生がいないと定員を68人に減らしても、市町村の補助金は同じくらい。だったら無理しなくてもいいよね、という話。そこにひずみが出ている。

認可を受ける収容定員と、利用定員がある。うちの場合だが、その年の春先に、応募が少ないので利用定員を68人に減らしますということで、市町村と話を決めて決めるのであればそれはそれで良い。利用定員は変更できるので、固定しなくても良いとは思いますが、その園の事情がやっぱりあるのかなど。参考になれば。

**議長:** 他にございませんか。

**佐藤委員:** 私は同業者として、幼稚園を廃園するか休園するというのは非常に胸が痛むわけです。定員を増やす場合は周りに影響がないかどうか調査して進めるわけですが、このような理由で定員を減らすとかやめるということについては、全く異論がありません。

**議長:** 他にございませんか特に御意見がないようですので、審議を終わります。

諮問第5号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。  
御異議ございませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:** それでは、審議の結果、諮問第5号については、認可が適当であると答申するもの

とします。

次に諮問第6号「むつひまわり幼稚園収容定員(減)に係る学則変更認可八戸聖ウルスラ学院幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:** (資料に基づき説明)

**議長:** それでは、諮問第6号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

**鈴木委員:** 保育機能施設というのは、別棟というか、幼稚園と関係ないところで0歳児を受け入れるということでしょうか。

**事務局:** そうということです。

**議長:** 他にありませんか。特に御意見がないようですので、諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。  
御異議ありませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:** それでは、審議の結果、諮問第6号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に諮問第7号「八戸学院光星高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:** (資料に基づき説明)

**議長:** それでは、諮問第7号について、御意見・御質問等はありませんか。

**議長:** 特に御発言がないようですので、審議を終わります。諮問第7号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。

御異議ありませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:** それでは、審議の結果、諮問第7号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に諮問第8号「青森山田高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局：**（資料に基づき説明）

**議長：**それでは、諮問第8号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

**議長：**御意見がないようですので、審議を終わります。諮問第8号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。

御異議ございませんか。

**各委員：**（異議なし）

**議長：**それでは、審議の結果、諮問第8号については、認可が適当であると答申するものとしてします。

次に諮問第9号「専門学校アレック情報ビジネス学院目的変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局：**（資料に基づき説明）

**議長：**この案件につきましては、7月23日に細越委員と鈴木委員が現地調査を行っていますので、代表して細越委員から調査結果をご報告願います。

**細越委員：**7月23日に鈴木委員と学校にお邪魔して説明等をきいてきました。「変更の理由」ということですが、建築士の不足、有資格者の高齢化ということで、一級建築士のうち50歳以上が6割程度だということで、高齢化が進んでいること、それから、5月の有効求人倍率では、全体が1.33倍、建築関係は5.92倍と、人材不足であるということから、建築士の育成を目指したいということです。建築士法の改正という部分も後押ししていると思います。

学校の状況等を拝見したわけですが、施設・設備のところでは増築等を行わないと書いてありますが、隣のビルに部屋を確保していて、最終的にはそこは専攻科の学生を受け入れるという予定です。それと、校舎は7階建てですが、その5階部分の教室3つを4つに改修し、校舎が十分に足りるようにするということです。

実際資格をとるための大学等が不足であるということもあります。東北三県でいくと、秋田大学工学部は対応できるんですけども、岩大はない。秋田大学と八戸工業大学の2校。その他では仙台。全体的に育てる部分が少ないということがあります。この2年課程で



勉強することによって、建築士の資格を早く取得できるということです。高校の建築科を終わっても、必要な42単位を取得できない。専門学校では全部単位を取得できるということで、年数的にも最短な形で資格取得できるということです。また、建築業界からも期待している、待ち望んでいるとの話をきいてきました。

それから、人員も、6名の専門の先生を採用するというので、人員的にも、施設的にも、大丈夫ではないかとの印象を受けて帰って参りました。以上です。

**議長:** それでは、諮問第9号について審議いたします。本件について直接の関係者でありませぬ、國分委員には暫時退席願います。

(國分委員退席)

それでは、諮問第9号について審議していきます。御意見・御質問等はございませぬか。

**鈴木委員:** 私も伺ったんですけど、地域のニーズがあるということと、それから校長先生、学校の理念がしっかりしているということ、そして、拝見しましたが、素晴らしい設備だと感じました。

**川守田委員:** 先ほどのコンピュータの学校と、今のITエンジニアの科もですが、パソコン・ITの時代なのだけど、どうしてこんなに入学者数が減ってきているのでしょうか。

**鈴木委員:** 私も気になったので、ききました。いったん減ったけど、去年またちょっと多くなりました、というお話でした。

**議長:** IT関係はいろいろな分野があつて、その中で不足している分野があり、パソコンに関するある限定的な操作ができれば十分というのではなくて、相手が必要としている人材と、各学校の中で養成している人材との齟齬、乖離というものが大分出てきているのではないかという気がしますね。

**村田委員:** うちの学校の生徒もそうですが、年度によって波がありまして、入学してくる段階で子ども達はゲームなどをきっかけに随分情報関係も知っています。

建築科に関して言いますと、弘前高等技術専門学校に自動車科や建築科があるわけですが、建築科は今年度の3月の入試倍率が随分高かったのです。木で家を建てるとか、様々なものを作るという、ものづくりの原点とのところがから人気が出たのかなと。

パソコンのほうは、プログラムを作れば良いということで、AIなど、自分で作って動かすレベルでなくても良いということです。定員を増やすというのは今日初めてですが、良いことだなと思います。

**議長:** 建築は全国的にもものすごいブームになったり、人気なくなったりですが、ただ、青森県の場合は昔から建築関係の養成機関が欲しいということは結構言われ続けてきたんですよ。ただ、実際作るとなるとなかなか大変なので、十数年前の話になりますけど、大学にも建築学科を作れないのかという話もあったりしたのですが、なかなかハードルが高くてできなかった。けれども、どの程度需要があつて、どの程度人材が足りないのかというのは、あんまりはっきりしないところもあったのですが、今日の話を書いていくと大分。

**細越委員:** 先ほどの話でいくと、全体が1.3倍のところ建築関係は5.9倍という話ですが、東北地区の大学の建築系の学科の求人倍率が十数倍という話もありました。

**日景委員:** かなり記憶が薄れていたりして、場違いなことを申し上げるかもしれませんが、お許しいただいて。この件に関しては、建築科を設置するという事で、設置目的を変更するという事になってはいますが、よく見てみると、入学定員を減じる事になってはいます。入学定員に関しては、審議会での審議事項かと思つてはいますが、今まで審議されたのでしょうか。

**事務局:** 専門学校の定員については、届出制になってはいますので、審議会には諮つてはいません。今回は学科の新設に関してのみということになります。

**細越委員:** 募集定員の変更については高校までということですか。

**事務局:** そうです。

**細越委員:** 専修学校の定員については、審議会の案件ではないということですね。

**事務局:** はい。

**日景委員:** もう一つは、私たちが知っているデータはこれ1枚だけですから、建築科を設置したことで目的変更をするということは、具体的にどういう目的変更なのかということは、審議事項ではないのですか。

**細越委員:** 学校からの説明なのですが、変更前の目的が商業実務分野の専門課程を設置して人材を育てるという目的だったわけですが、今回は商業実務及び工業分野の専門課程を設置して人材を育てるということで、この部分を変更するという事です。

**日景委員:** はい。ありがとうございます。

**議長:**今の委員からの御意見は、現在の学校の設置目的と今後変更する設置目的と対比された資料としてあれば判断しやすいのではないかと御提案じゃないかと思えます。

**事務局:**わかりました。次回資料の作り方として。

**日景委員:**もう一点は、審議事項に直接関わらないことですが、今日の今までの案件が廃止や減員ばかりだったものですから、建築科を設置することでこの20名が確保できるという予想についてと、それがあつて長期にわたつて確保できるかというのは大事なことなのではないかなと思つていますが、そのあたりについてはおわかりですか。

**細越委員:**不足だという話ですのでね。実際、この学科20名に対しどれくらいの応募があつたかという分析はきいてきておりません。

**議長:**専門学校の定員の場合は、この審議会では例えば多いんじゃないかとか少ないんじゃないかとか、そこに踏み込めるかというところ。

**事務局:**実際の数値として、このくらいを見込んでいますというのは示されていませんけれども、建築士の高齢化がかなり進んでいて、先ほどお話しがあつたとおり地域として学ぶ場所が少ないので、一定のニーズはあるものと考えていると伺つております。

**日景委員:**そういう曖昧な情報ではなくて、例えば県内で、あるいはこのエリアで建築科のある学校は何校で、一級建築士を出しているのは何校でとか、そういうことはある程度情報として欲しいと思つてます。結果的に減員になつた場合、またこの審議会にかかるとは思いませんので。

**事務局:**定員を減じる場合は諮りません。今回は学科設置に関することなので諮つていますが、もし20名を15名にしたいとか、10名にしたとか、そういう場合は諮りません。

**議長:**そこが幼稚園や高校の定員とちよつと違うということですね。高校の場合は、いろいろ資料を出して、納得できるようにやらなければいけないわけですけど、専門学校の場合には学校のほうにかなり柔軟性があるということ。だから、ここでそこまで細かい資料を求めることができるかという、なかなか事務局としてもそこまでの資料を出してくださいというのはちよつと難しいかなということ、そこを現地調査という形でお話を伺つてカバーしているということかなと思つていますが、いかがでしょうか。

**鷹山委員:**結局、地域性があるわけではなく、専門学校の場合は日本全国から集められます

のでね。特徴というか、大学とか専門学校はそういう自由があるのだと思います。

**議長:**他に何か近隣等と問題が生じる可能性があるということも、今回の場合はないですね。

**事務局:**そういう話は伺っていません。

**議長:**設置して20名でやってみたけれども、思ったように定員が集まらないという場合は、学校の責任ということですね。

**事務局:**その時々判断になります。

**議長:**いかがでしょうか。それでは、諮問第9号について審議を終わります。諮問第9号について、認可が適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第9号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただいま、事務局で配布する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配布)

**議長:**答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

**各委員:** (異議なし)

**議長:**異議がないようですので、文案のとおり、本日付で答申することとします。

<閉会>

**議長:**最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

**事務局:**次回の審議会の開催予定は、11月頃を予定しています。

**議長:**それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。ありがとうございました。

**事務局:** これをもちまして、第296回青森県私立学校審議会を閉会します。本日はありがとうございました。